

平成 24 年度運輸安全マネジメントの情報公開

安全統括管理者 取締役専務執行役員

営業本部長 岡部 英雄

1 輸送の安全に対する基本的方針

1. 全従業員に対し輸送安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のために経営トップが主導的な役割を果たし、全社員が一丸となって取り組み、輸送の安全性の向上を図る。
2. 輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。
3. 安全に対する基本方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底するが、その周知と理解度を定期的に把握し、安全方針等およびその周知方法を見直す。
4. プロドライバーとして自覚を高め、関係法令および関係社内規程等を遵守するとともに悪質違反(酒酔運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物使用運転、無免許運転、無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反)を絶対にさせない。

2 輸送の安全に関する目標

交通事故件数を前年比で 20%削減する。

本年目標	79件 (前年度99件)
うち重大事故目標	0件 (前年度被害事故1件)

3 平成 23 年度自動車事故報告規則第 2 条に基づく事故統計

事故類型	転覆	転落	火災	踏切	死傷
発生件数	1 (被害事故)	0	0	0	0
事故類型	危険物	疾病	車両故障	その他	合計件数
発生件数	0	0	0	0	1 (被害事故)

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- [運輸安全マネジメント安全管理体制](#) (PDF 40KB)

5 輸送の安全に関する重点施策

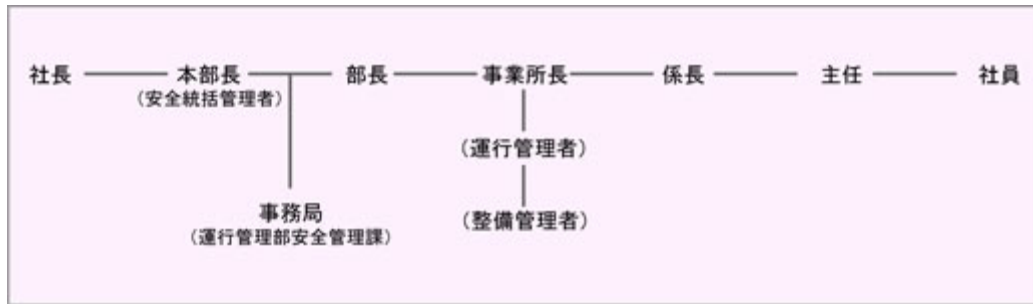
1. 輸送の安全に関する法令及び運輸安全管理規程に定めた事項を遵守し輸送の安全を確保すること。
2. e-ラーニングを導入し、『経営トップの声』、『安全最優先の原則』、『ヒヤリハット事例』等々の輸送の安全に関する取組事項の発信に活用するとともに、あわせて、その理解度・浸透度等を把握する方便としても活用すること。そして、安全管理体制の構築・改善に向けて、見直し・改善に活用すること。
3. 運行管理者に対する指導・監督を目的にした集合教育をおこなうとともに、運輸安全マネジメント制度に関するセミナー・講習会へ積極的に参加すること。
4. 安全会議を月次開催し、目標・重点施策・計画の進捗・達成状況を把握し、その実行に向けた推進と見直し・改善を行うこと。あわせて、事故の削減にむけて、根本原因を究明する為に『事故分析(何故何故分析)シート』の活用を図ること。
5. 輸送の安全に関する内部監査を計画的に実施し必要な是正措置・予防措置を講じること。
6. 輸送の安全に関する社内情報連絡体制を確立すること。
7. 国土交通省告示 1366 号に基づく乗務員教育を計画的に実施すること。
8. マネジメントレビューによる継続的改善と安全重点施策の定期的進捗把握を 1 年毎に見直すこと。

6 輸送の安全に関する計画

1. 管理本部・営業本部による職場懇談会の巡回実施(前年度 22 店所実施、本年度 26 店所予定)。
2. アルコールチェッカーを活用し、飲酒運転を撲滅する(従来のすえ付型に加え、テレビ電話型・IT点呼対応型を必要台数導入し、停電時にも対応可能とした)。
3. デジタルタコグラフの全車装着とその活用(デジタコによる SD 評価によって低評価者へのピンポイント指導を週単位で把握検証し、PDCA 指導)。また、デジタコ閾値回転数を上げ、安全対応度を向上。
4. ドライブレコーダー全車装着とその活用(事故、ヒヤリハット情報等を収集活用し、その映像を全社で共有体験し、根本原因と潜在する危険を洗い出して再発防止・未然防止対策を実行する。あわせて効果検証による見直しを実行する。)
5. 自動車任意保険全車加入。
6. 運転記録証明書を全運転手に取付、安全教育、指導に活用。
7. グループ安全スローガンポスター作成・周知。
8. 無事故件数・月間標語掲示用ボードを活用し、各店所目標件数の進捗をはかる。
9. 安全性優良事業所評価申請(更新 5 店所・本年新規 4 店所認証予定)。
10. 社内無事故運転士・事業所表彰(年3回)。
11. 行政関係(支局・局長各種事業所表彰、トラック協会の協会長表彰、警察関係の表彰への推薦)。
12. 行政推進要領による春の交通安全運動期間(4 月)に伴う交通安全運動実施。
13. 行政推進要領による秋の交通安全運動期間(9 月)に伴う交通安全運動実施。

14. 指差・呼称確認の交差点一時停止励行による予防運転の周知・実施と安全品質パトロールの実施。
15. 重大事故発生連絡体制確認訓練実施運動(11月)。
16. 行政推進要領による年末・年始自動車輸送安全点検運動(12月)。
17. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査の実施。
18. トラックの死角解消に向けたバックミラーの増設。バックアイカメラ、バックセンサーの導入。

7 事故災害に関する報告連絡体制



8 輸送の安全に関する教育及び研修計画

1. 事故査定委員会兼事故防止委員会(労使による)。
2. 運行管理者基礎講習・一般講習・特別講習(自動車事故対策機構)(国土交通省告示第1402号)。
3. 整備管理者講習(関東運輸局)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15号)。
4. 運行管理業務社内研修(運行管理者・補助者等の安全管理体制に係る要員への教育訓練、関係法令等の遵守状況の確認)。
5. 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく乗務員に対する指導(国土交通省告示第1366号)。
 - ①一般的な指導
 - ②特定の運転者(事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者)に対する特別な指導
6. 特定運転者(事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者)に対する適性診断(自動車事故対策機構・国土交通省告示第1366号)。
7. 一般運転者に対する適性診断(自動車事故対策機構)と併せ、『ナスバネット』の活用を図る。
8. 事故惹起者・事故惹起管理者に対する社内安全研修、添乗指導(是正措置)。
9. メンタルヘルス研修。
10. 現場リーダー強化研修。
11. エコ安全ドライブ研修(外部機関と協力し、安全運行につながる省エネ運転の実施(予防措置))。
12. ヒヤリハット講習(外部機関と協力し、危険予知トレーニングを中心に実施)。
13. トレーラー講習会(外部機関と協力し、連結車特有の危険な挙動を中心に実施)。
14. 外部による交通安全講習会・ドライバーコンテスト等への参加(警察・トラック協会等)。

9 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

平成 24 年度は安全管理体制の構築改善の取組の確認(規程手順の適合性、適正運営・有効機能の確認)を実施する。

平成 23 年度に国土交通省による『運輸安全マネジメントの評価(2 回目)』を受け、見直し・改善がなされているとの評価を頂くとともに、更なる取組を講じるよう評価頂いた。

10 輸送の安全に関する実績額

車両安全装備・教育関係設備	60,155,920円
無事故運転手・事業所表彰	1,242,905円
教習関連	4,016,361円
平成23年度合計	65,415,186円